

議案第 6 1 号

石岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6
7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 2 8 年 6 月 7 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い，当
該条例の一部を改正するため。

石岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

石岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年石岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第28条第7号イ及び第43条第8号イ中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附則に次の4条を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所，認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み，当分の間，第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは，第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし，配置される保育士の数が1人となるときは，当該保育士に加えて，保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み，当分の間，第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については，幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を，保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み，当分の間，1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この

条において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第6条、第7条、第8条及び第9条の規定は平成28年4月1日から、改正後の第28条第7号イ及び第43条第8号イの規定は平成28年6月1日から適用する。